

令和 7 年第 2 回

おいらせ町議会定例会

会議録第 3 号

おいらせ町議会 令和7年第2回定例会記録

おいらせ町議会 令和7年第2回定例会記録				
招 集 年 月 日	令和7年6月10日（火）			
招 集 の 場 所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	令和7年6月10日 午前10時00分 議長宣告			
閉 会	令和7年6月10日 午後 2時39分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	小 向 幸 祐	2 番	大 浦 陽 子
	3 番	小笠原 伸 也	4 番	沢 尾 宏 之
	5 番	柏 崎 勉	6 番	佐々木 勝
	7 番	澤 上 訓	8 番	木 村 忠 一
	9 番	田 中 正 一	10 番	日野口 和 子
	11 番	平 野 敏 彦	12 番	檜 山 忠
	13 番	川 口 弘 治	14 番	西 館 芳 信
	15 番	吉 村 敏 文	16 番	松 林 義 光
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	15名			
欠 席 議 員	9 番	田 中 正 一		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	成 田 隆	副 町 長	小 向 仁 生
	総 務 課 長	成 田 光 寿	政 策 推 進 課 長	田 中 貴 重
	財 政 管 財 課 長	田 中 淳 也	まちづくり防災課長	久保田 優 治
	税 務 課 長	堤 雅 之	町 民 課 長	佐 藤 啓 二
	健 康 保 険 課 長	鈴 木 政 康	子 育 て 支 援 課 長	小 向 正 樹
	介 護 福 祉 課 長	松 山 公 士	農 林 水 産 課 長	柏 崎 和 紀
	商 工 観 光 課 長	柏 崎 勝 徳	地 域 整 備 課 長	岡 本 啓 一
	会 計 管 理 者	澤 頭 則 光	病 院 事 務 長	栗 嶋 泰 幸
	教育委員会教育長	松 林 義 一	学 務 課 長	福 田 輝 雄
	社会教育・体育課長	三 村 俊 介	選挙管理委員会委員長	田 中 直 喜
	選挙管理委員会事務局長	成 田 光 寿	農 業 委 員 会 会 長	松 林 勝 智
	農業委員会事務局長	柏 崎 和 紀	監 査 委 員	柏 崎 堅 一
	監査委員事務局長	小 向 正 志		

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	小 向 正 志	事 務 局 次 長	中 里 浩
	事 務 局 主 幹	原 本 愁 子		
町 長 提 出 議 案 の 題 目	1 報告第 5 号	専決処分の報告について（木ノ下中学校講堂改築工事（建築）請負契約の変更契約の締結について）		
	2 報告第 6 号	専決処分の報告について（木ノ下中学校講堂改築工事（電気設備）請負契約の変更契約の締結について）		
	3 報告第 7 号	専決処分の報告について（木ノ下中学校講堂改築工事（機械設備）請負契約の変更契約の締結について）		
	4 報告第 8 号	専決処分の報告について（町民交流センター照明器具改修工事請負契約の変更契約の締結について）		
	5 承認第 7 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第 1 号）について）		
	6 報告第 9 号	令和 6 年度おいらせ町一般会計継続費繰越計算書について		
	7 報告第 10 号	令和 6 年度おいらせ町一般会計繰越明許費繰越計算書について		
	8 報告第 11 号	令和 6 年度おいらせ町下水道事業会計予算繰越計算書について		
	9 諮問第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて		
	10 議案第 43 号	おいらせ町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて		
	11 議案第 44 号	おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について		
	12 議案第 45 号	おいらせ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について		
	13 議案第 46 号	おいらせ町移動等円滑化のために必要な町道の構造及び特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について		
	14 議案第 47 号	神明橋橋梁補修工事請負契約の締結について		
	15 議案第 48 号	下田公園野球場クレイ舗装等改修工事請負契約の締結について		
	16 議案第 49 号	令和 7 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 1 号）について		
	17 議案第 50 号	令和 7 年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について		
	18 議案第 51 号	令和 7 年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について		
	19 議案第 52 号	令和 7 年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について		
	20 議案第 53 号	おいらせ町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償額に関する条例の一部を改正する条例について		
	21 議案第 54 号	令和 7 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 2 号）について		
議 員 提 出 議 案 の 題 目	1	議会選出一部事務組合議会議員による報告		
	2 発委第 2 号	おいらせ町議会傍聴規則の一部を改正する規則について		
	3	議員派遣の件について		
	4	委員会の閉会中の継続調査申出について（議会運営委員会、産業民生常任委員会）		

開 議	午前１０時００分	
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。（別添付）	
会 議 録 署 名 議 員 の 指 名	議長は、会議録署名議員に次の２名を指名した。	
	３ 番	小笠原 伸也 議員
	４ 番	沢尾 宏之 議員
議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開会宣言	事務局長 (小向正志君)	おはようございます。 議場内の皆様をお願い申し上げます。 議場内では携帯電話等の電源を切るか、マナーモードに設定くださるようお願いいたします。 それでは、修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。 ご着席ください。
	松林議長	おはようございます。 ただいまの出席議員数は１３人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 （開会時刻 午前１０時００分）
欠席報告	松林議長	なお、９番、田中正一議員は欠席であります。 １５番、吉村敏文議員、５番、柏崎勉議員は、遅れてくるとの連絡が入っております。
議事日程報告	松林議長	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
	松林議長	日程第１、報告第５号、専決処分の報告についてを議題といたします。

当局の説明	学務課長 (福田輝雄君)	当局の説明を求めます。 学務課長。 おはようございます。 それでは、報告第5号の専決処分についてご説明申し上げます。 議案書5ページ、6ページをご覧ください。 本件は、令和6年第3回おいらせ町議会定例会議案第47号をもって議会の議決を経た木ノ下中学校講堂改築工事（建築）請負契約について、去る令和7年5月22日付で専決処分により変更契約を締結したので報告するものであります。 その内容は、昨年10月16日、東北自動車道安代ジャンクション付近で、横転していたトラックに当該工事の建設資材を運搬していた車両が追突する事故が発生し、積載していた建築資材、コンクリートパイルを破損し、再調達に1か月ほどの時間がかかり、また、そのことによる新たな作業が生じるなど、工期内の完成が難しくなったことから、工期を2か月延長し、令和7年10月31日までとしたものであります。 なお、変更工事期間が当該工事の目的達成上、著しい支障が生じない範囲内であるため、軽易な事項として、町長の専決処分をしたものであります。 以上で説明を終わります。
質疑	松林議長 13番 (川口弘治君)	説明が終わりました。 この際、質疑を受けます。 質疑ございませんか。 13番。 1つだけ、確認お願いしたいと思います。 工期の延長でございますので、今後、当然契約金額、要は工期延長になった分、経費分が加算されると思うんですが、そういったことも予想されるということでよろしいのでしょうか。
	松林議長	学務課長。
答弁	学務課長	お答えいたします。

質疑	(福田輝雄君)	工期延長による経費の変更が生じる可能性があるとは思っております。 まだ、詳細が金額等との協議はしておりませんが、今後、従来の現場合合わせによる数量等の精査による変更と併せて、精査しながら、事故が原因になっておりますので、そのこの部分の保障の部分も確認をしながら進めていくこととしておりますので、次の議会あたりに、金額の変更の部分も、提案する形になるかと思っております。 以上です。
	松林議長	ほかにございませんか。 11番。
	11番 (平野敏彦君)	今の説明があったこの契約期間の延長について、事故でその資材が破損した。そのことによって工期の延長ということになっていすけれども、これは契約者である町にとっては、別に瑕疵があったわけではなくて、相手方でそういう事態になっているわけですから、そういう形でいって、工期を延長したということになれば、逆に町側として、その期間内でなぜできないのかということ、まず確認しないといけないんじゃないかと。 それと、もう1つは、それに伴って、この報告6号、7号、8号ですか。これらのものに影響しているわけですね。これは契約している人にとっては、少なくともその期間内で工事を終わろうという計画があったと思うんですけれども、それが延びることによって、契約しているほうにとっては、次の仕事にも支障が出ているんじゃないかと。 だから、その辺の、今のこの事故で契約を延長した会社からの、契約者からの、そういう内容というのはちゃんと把握しているんですか。その辺、お聞かせいただきたい。
答弁	松林議長	学務課長。
	学務課長 (福田輝雄君)	お答えいたします。 今回の事故が発生して、報告を受けて、協議をしているものとなっております。 1年間以上をかける建築工事ですので、定期的な工程会議等に町

質疑	松林議長 11番 (平野敏彦君)	の職員も入りながら、順次これまで進めてきておりました。 受けている業者につきましては、建築工事につきましては、町内の柏崎組が請負をしているところでありますけれども、その中で、工期内に納められるようにこれまでできておりました。 事故が起こった過程で、くいがコンクリートぐいなので、そのコンクリートぐいを再調達するのに1か月以上かかるというのは既に分かっておりましたので、そこの部分を除くというか、遅れる部分を勘案しながら、工事の工程表を、見直しをして、提出をいただいております。 今回、工程表を変更しながら様子を見ていくということで、3月にまたそこの工事の内容を含めた工程会議を行った際に、くい打ち工事につきましては、1か月遅延が発生しましたので、同じ工程作業を2度、くい打ち作業をする機械をまた持ってきてやるという工事が必要になりますので、そこの部分を分けて作業するために、工事作業範囲を変えるということで、そこに資材が置かれる部分もあったということで、そこの辺で作業効率が悪くなったという報告と、また、基礎工事、コンクリートぐいを打った後に、基礎コンクリート、あと土間コンクリートの打設工事が主になるわけですが、そこの工事がずれ込んで、積雪で作業が思うようにいかなかったという部分で、これまでそこの部分を補助していくような形の作業工程に見直しは来たんですけれども、どうしてもやはりそのコンクリートの養生期間とかを踏まえたときに、時間を要するというところで、一応、3月に行った工程会議において、やはり1か月から2か月程度の、工期間の延長をお願いしたいという申出があったものに対して、対応してきたものとなっております。 平野議員がおっしゃるとおり、建設工事が遅れることによって、電気設備、あと、機械設備もおのずと作業が遅れる形にはなっておりますけれども、そのところについては、それぞれの請負業者とで協議をしながら、了解を得ているところとなっております。 以上です。 11番。 関係する工事関係者で、工程会議等で調整したということですが、軽
-----------	------------------------------------	--

答弁	松林議長	微なことですけれども、私は軽微ではないと思います。基本的な部分で、仕事をする前にこういう事故が起きていると。簡単に言えば、このくい打ち工事そのものの代替的な部分というのは、対応できなかったのか。必ず発注してからでないと、この工事は物ができてこなかったのか。そういうのも確認したのですか。 ここを確認します。
	学務課長 (福田輝雄君)	学務課長。 先ほどお話ししたとおり、コンクリートぐいですので、既製品を使って行える工事ではありませんので、発注と同時につくっていたくものとなっておりますので、代替でということは不可能だったということで聞いております。 また、コンクリートパイルの工場が宮城県にあるということで、そちらからの運搬という部分もありましたので、そういう部分では代替で違うものを使っていくということが難しいということで聞いております。 以上です。
	松林議長 (議員席)	ほかにございませんか。
	松林議長	＊＊「なし」の声＊＊ なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 以上で、報告第５号を終わります。
当局の説明	松林議長	日程第２、報告第６号、専決処分の報告についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 学務課長。
	学務課長 (福田輝雄君)	それでは、続きまして、報告第６号の専決処分についてご説明申し上げます。 議案書７ページ、８ページをご覧ください。 本件は、令和６年第３回おいらせ町議会定例会議案第４８号をもって、議会の議決を経た木ノ下中学校講堂改築工事（電気設備）請

当局の説明		負契約について、去る令和7年5月22日付で専決処分により変更契約を締結したので報告するものであります。 その内容は、建築工事の遅れに伴い、工期内の完成が難しくなったことから、建築工事と同様に工期を2か月延長し、令和7年10月31日までとしたものであります。 なお、変更工事期間が当該工事の目的達成上著しい支障が生じない範囲内であるため、軽易な事項として、町長の専決処分としたものであります。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 この際、質疑を受けます。 質疑ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 以上で、報告第6号を終わります。
	松林議長	日程第3、報告第7号、専決処分の報告についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 学務課長。
	学務課長 (福田輝雄君)	それでは、報告第7号の専決処分について、説明申し上げます。 議案書9ページ、10ページをご覧ください。 本件は、令和6年第3回おいらせ町議会定例会議案第49号をもって議会の議決を経た木ノ下中学校講堂改築工事（機械設備）請負契約について、去る令和7年5月22日付で専決処分により変更契約を締結したので、報告するものであります。 その内容は、建設工事の遅れに伴い、工期内の完成が難しくなったことから、建築工事と同様に工期を2か月延長し、令和7年10月31日までとしたものであります。 なお、変更工事期間が当該工事の目的達成上著しい支障が生じない範囲内であるため、軽易な事項として、町長の専決処分としたものであります。

		以上で報告を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 この際、質疑を受けます。 質疑ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	少々お待ちください。 暫時休憩します。 (休憩 午前１０時１５分)
	松林議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (再開 午前１０時１６分)
	松林議長	説明が終わりました。 この際、質疑を受けます。 質疑ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 以上で、報告第７号を終わります。
	松林議長	日程第４、報告第８号、専決処分の報告についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 暫時休憩します。 (休憩 午前１０時１７分)
	松林議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (再開 午前１０時１９分)
	松林議長	社会教育・体育課長。

	社会教育・体育課長 (三村俊介君)	おはようございます。 それでは、報告第 8 号についてご説明申し上げます。 議案書 1 1 ページから 1 2 ページになります。 本件は、令和 6 年第 2 回おいらせ町議会臨時会において、議会の議決をいただいております町民交流センター照明器具改修工事請負契約の一部を変更し、変更契約を締結することについて、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について（第 3 号アの規定）により、去る 5 月 2 2 日付で専決処分を行ったものであります。 概要であります、本工事は、町民交流センターの全ての照明器具を L E D 化する工事でありました。工事の過程で、現況に合わせて精査したところ、L E D 照明器具の設置数量が減少し、さらに、誘導灯及び非常灯についても、数量や形式に変更が発生しました。 また、発生材の積込み運搬費や処分費に変更が生じたことなどにより、総計で契約金額を 1 6 6 万 1, 0 0 0 円減額し、1 億 3 3 8 万 9, 0 0 0 円に変更契約を締結したものです。 なお、この減額分について、当初契約額の 1 0 0 分の 3 の範囲内であったため、専決処分を行ったものであります。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 この際、質疑を受けます。 質疑ございませんか。
	(議員席) 松林議長	***「なし」の声*** なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 以上で、報告第 8 号を終わります。
	松林議長	日程第 5、承認第 7 号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。 本件は、令和 7 年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第 1 号）について、承認を求める件であります。 当局の説明を求めます。 病院事務長。

当局の説明	病院事務長 (栗嶋泰幸君)	それでは、承認第7号についてご説明申し上げます。 議案書は13ページ、14ページになります。 本件は、収益的収入及び支出の既決予定額に990万円を追加し、予定額を11億4,517万2,000円としたもので、去る5月9日付で専決処分を行ったものであります。 収入及び支出の内容についてご説明いたします。 別冊の令和7年度病院事業会計補正予算（第1号）に関する説明書（令和7年5月9日専決）をご用意ください。 4ページをご覧ください。 支出の内容ですが、平成25年3月購入のX線CT装置について、5月9日に基盤の故障により使用できない状況となり、緊急的な修繕が必要となったことから、1款1項医療費用の3目9節修繕料990万円を増額したものであります。 なお、同日、修繕が完了し、翌日以降、使用できる状況になっております。 ページが戻りまして、3ページをご覧ください。 収入の内容ですが、今回の修繕に伴う医療費用の見合い額として、1款1項1目の入院収益990万円を増額したものであります。 なお、この補正予算に関しましては、議会を招集する時間的猶予がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、町長の専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものであります。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑は説明書により行います。 説明書3ページから4ページになります。 質疑ございませんか。
	(議員席) 松林議長	**「なし」の声** なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。

当局の説明	(議員席) 松林議長	**「なし」の声** なしと認め、討論を終わります。 これから、承認第7号について採決をいたします。 本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
	(議員席) 松林議長	**「なし」の声** 異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。
	松林議長	日程第6、報告第9号、令和6年度おいらせ町一般会計継続費繰越計算書についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 財政管財課長。
	財政管財課長 (田中淳也君)	おはようございます。 それでは、報告第9号についてご説明申し上げます。 議案書は15ページ、16ページになります。 本件は、継続費を設定しておりました事業について、令和6年度から令和7年度に通次繰越する額が確定しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものです。 その内容については、16ページに記載している2款1項新庁舎建設測量調査設計事業ほか1件の事業について、継続費総額11億2,214万6,000円のうち、令和6年度予算現額の5億2,008万4,000円に対し、支出済額が4億3,685万7,300円となりましたので、残額の8,322万6,700円を令和7年度に繰り越すもので、その財源内訳は、地方債が1,060万円、一般財源が7,262万6,700円となりました。 以上で説明を終わります。
質疑	松林議長	説明が終わりました。 この際、質疑を受けます。 質疑ございませんか。 14番。
	14番	これは、議案書を見ますと、10号、11号ということで、3件同

答弁	(西館芳信君)	じ継続費についてなっているわけですが、これは法令でもって、5月31日までに議会提出するという決まりの中の継続費繰越計算書ということになるんですか。 もしなるとしたら、5月31日までというのが、今日は6月10日、開会が5日、招集がいつだったかどうか分からないんだけど、どの時点でもって。数字的には、法では5月31日までとなっているんだけど、それは別に開会の時点でもいいんですよ、招集の時点でもいいんですよという、その起算というか、そこの解釈について、まず教えていただきたいです。 それから、1つ、2つ、3つということで、議案が連なっているわけですが、これはてっきり総括一覧表みたいなもので報告して、1つのものでもって済ませるということは、議会のシステム上うまくないのかどうか、そこをまず2つお願いします。
	松林議長	財政管財課長。
	財政管財課長 (田中淳也君)	まず1点目の継続費の議会への報告になります。 継続費につきましては、その年度内に支出が終わらなかった場合は、逡次繰越して使用することができとなっております。その場合においては、翌年度の5月31日までに継続費繰越計算書を、調製をして、次の議会に報告するとありますので、5月31日時点の繰越計算書を次の議会、今回でいえば6月定例会で報告すること、に、地方自治法の施行令において決められております。 それから、2つ目ですが、事業、一緒に載せている件かと思いますが、地方自治法の施行規則の中に調製の様式がありまして、それに基づいて、こういう形で報告をしているものです。 以上です。
質疑	松林議長	14番。
	14番 (西館芳信君)	私が見た5月31日までというのの文言の解釈として、浅い知識の中でそう解釈したわけですが、今、田中課長の説明をもって、5月31日まで調製して、次の議会に報告すればいいんだということで、大変鮮明に分かりました。ありがとうございます。 継続費という大枠のものを、今おっしゃったように逡次繰越にし

答弁	松林議長 財政管財課長 (田中淳也君)	たということで、通次繰越にしたにしても、繰越明許費だとか継続費みたいに、こういうわけということで、通次繰越としたんだよということを、考えてみれば弾力的に運用できるだとか、それなりなことかなと。自分たち、財政担当にとってやりやすいのがいいでしょうけれども、そこには何らかの理由があるだろうなということで、こういうことで判断した、通次繰越をしたんだよということを1つ。 それから、もう1つは、通次繰越したのであれば、これが最終年度を、大体いつ頃を見ているか。そして、最終年度までの大体的見込み的な割り振りがあろうと思うんですよ、金額の。今、11億円とか、4億円だとか、そういうのが出てきて、通次繰越すべきのが大体分かるということで、じゃあ、いついつ頃まで、どういう金額でもって順々に繰り越ししていこうという、そういう見込みというものがあったら教えてください。 2点です。 財政管財課長。 それではお答えします。 継続費の通次繰越にした理由ということで、法律というか、規定にも継続費のうち使わなかったものがある場合は、翌年に繰り越して使うことができるというのが通次繰越となっております。 今回の場合は、2年間の継続費を設定しておりまして、総額での契約をして進めているところです。ですので、6年度中に使えなかったものを7年度に繰り越して、それらも使って工事等を進めていくということで、今回に関しては、通次繰越をして、次の年に使用するという判断で繰り越しているものになります。 それから、先ほども説明しましたが、見込みということで、今回のこの2件の事業については、令和6年度と7年度の2年間の事業となっております。 以上です。 松林議長 14番 2年間ということで、その限度というのは、期間は決められてい
質疑	14番	2年間ということで、その限度というのは、期間は決められてい

答弁	(西館芳信君)	るということで、分かりました。 大まかに継続費というものを通次繰越ということにするには、特に理由とか、そういうのは必要ないんだと。もう、そのまま法令でもってできるというからやったという解釈でよろしいんですね。
	松林議長	財政管財課長。
	財政管財課長 (田中淳也君)	できるからやるということも１点としてあります。 もう１つは、先ほど言ったように、２年間の総額での契約で事業を進めておりますので、そういったことから、前年度の残を翌年も使用できるようにしておいて、例えば、先ほど報告事項でもありましたけれども、変更契約等にも対処できる通次繰越することによって、そういったことにも対応できるというのもありますので、そういったことで繰り越ししているということです。 以上です。
	松林議長	ほかにございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
当局の説明	松林議長	なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 以上で報告第９号を終わります。
	松林議長	日程第７、報告第１０号、令和６年度おいらせ町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 財政管財課長。
	財政管財課長 (田中淳也君)	それでは、報告第１０号についてご説明申し上げます。 議案書は、１７ページから１８ページになります。 本件は、令和６年度に繰越明許費を設定しておりました９件の事業について、繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により報告するものです。 その内容は、１８ページに記載している２款２項生活商品券支給事業ほか、８件の事業について、設定した繰越明許費の総額３億９，４０５万７，０００円に対し、繰越額の総額は３億７，７６３万７，

当局の説明		０００円となり、その財源内訳は、国・県支出金が１億１，０８９万９，０００円、地方債が２億４，５６０万円、既に収入している特定財源を含む一般財源が２，１１３万８，０００円となりました。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 この際、質疑を受けます。 質疑ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 以上で報告第１０号を終わります。
	松林議長	日程第８、報告第１１号、令和６年度おいらせ町下水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。
	地域整備課長 (岡本啓一君)	おはようございます。 それでは、報告第１１号についてご説明いたします。 議案書は１９ページ、２０ページになります。 本件は、令和６年度の建設改良費予算のうち、年度内に支払い義務が発生しなかったものについて、地方公営企業法第２６条第１項の規定に基づき、令和７年度に繰り越したので、同条第３項の規定により、議会に報告するものです。 内容をご説明しますので、２０ページをご覧ください。 １つ目の古間木山地区農業集落排水処理施設の改修事業ですが、こちらは故障した資材、ブロー装置の調達に時間を要したため、年度内に工事完了できず、予算を繰り越したものです。繰越額は３６４万１，０００円、財源は損益勘定留保資金です。 ２つ目の下水道管渠等点検調査事業ですが、当事業に係る業務委託の入札により、国庫補助金の交付決定額に８０万円の余剰が生じ、この国庫補助金を活用する事業検討に時間を要したため、予算を繰り越したものです。繰越額は２００万円、財源はただいま説明しました国庫補助金８０万円のほか、損益勘定留保資金１２０万円です。

当局の説明		以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 この際、質疑を受けます。 質疑ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 以上で報告第11号を終わります。
	松林議長	日程第9、諮問第2号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。
	町長 (成田 隆君)	それでは、諮問第2号についてご説明いたします。 議案書は21ページ、22ページ、また、添付参考資料は52ページになります。 本案は、前委員であります和田貴美子氏が、本年3月31日をもって退任したため、次期の委員候補者として佐藤修氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。 佐藤氏は、長年、小学校教諭として教職に携わり、本年3月に三沢市立おおぞら小学校の校長で退職を迎え、現在に至っております。 同氏は、長年、学校教育に携わってきた経験を生かし、子どもの人権意識を高め、お互いの人権を尊重し合える社会の重要性を伝えていきたいと、人権擁護活動に理解のお持ちの方です。 人権擁護委員として、まさに適任者であると考えており、候補者として推薦いたしたく、ご賛同の意を賜りますよう、よろしく願いいたします。 以上です。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を受けます。 質疑ございませんか。

当局の説明	(議員席) 松林議長	**「なし」の声** なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席) 松林議長	**「なし」の声** 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 お諮りいたします。 本案について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席) 松林議長	**「なし」の声** 異議なしと認めます。 よって、諮問第２号は原案のとおり決定いたしました。
	松林議長	日程第１０、議案第４３号、おいらせ町教育委員会教育長の任命について同意を求めることについてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 町長。
	町長 (成田 隆君)	それでは、議案第４３号についてご説明いたします。 議案書は、２３ページ、２４ページ、また、添付参考資料は５３ページになります。 本案は、現在の教育委員会教育長である松林義一氏が、本年６月２２日をもって任期満了となることから、引き続き、同氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定により、議会の同意を求めるものであります。 議員各位もご承知のとおり、同氏は、平成３０年５月から教育委員会教育長に就任し、以来、町の教育振興発展のためにご尽力いただいております。 教育行政に関し、非常に高い識見を持ち、教育長として適任者であると考えておりますので、何とぞ満場のご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。 以上です。

質疑	松林議長	説明が終わりました。 この際、質疑を受けます。 質疑ございませんか。 １０番。
	１０番 (日野口和子君)	ただいまの教育長、皆さんもご承知のとおり、人徳の厚く高い方 であります。どこへ行っても誇りに思える、おいらせ町も誇りに思 えるけれども、教育長も誇りに思える、そのような方ですので、引 き続きお願いしたいと思っております。 以上です。
	松林議長	ほかにございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。
当局の説明	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第４３号について採決をいたします。 本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。 教育長に伝えておきます。 満場で同意されましたことをお伝えいたします。
	松林議長	日程第１１、議案第４４号、おいらせ町職員の勤務時間、休暇等 に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。
当局の説明	総務課長	それでは、議案第４４号についてご説明申し上げます。

質疑	(成田光寿君)	議案書 25、26 ページをご覧ください。 本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が、仕事と育児の両立支援の目的のもと、令和6年に改正、同年5月31日に公布され、育児を行う職員への時間外労働の制限に関し、対象範囲が拡大されたことから、青森県の取扱いに準じて、町も同様の運用を行うため、提案するものであります。 詳細につきまして、新旧対照表でご説明いたします。 添付参考資料の54ページをお願いいたします。54ページであります。 54ページから55ページにかけて、第8条の2、育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務は、育児や介護のため、勤務時間の始業と就業を変更するというもので、今回の改正では、条例の体裁を国や県に合わせるものであります。 55ページの下段から56ページにかけて、第8条の3、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限では、災害等緊急事態を除き、育児を行う職員への時間外勤務を免除するもので、対象要件が、従来は3歳未満の子であったものが、小学校就学前までの子に拡大されるものであります。 なお、改正条例の施行は公布の日からとなります。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を受けます。 質疑ございませんか。 11番。
	11番 (平野敏彦君)	この規定、条例が改正になって、これまで子どもに関する休暇が様々職員に与えられているのがあったと思うんですけども、その権利を使っている職員、何人ぐらいあるのか、確認できますか。
答弁	松林議長	総務課長。
	総務課長 (成田光寿君)	育児に関する職員が取っている休暇の実態ということですが、休暇の種類も結構ございますし、今、手元に資料がございませんので、申し訳ありませんがこの場でお答えすることはできません。

質疑	松林議長	以上です。 11番。 子育て休暇とか出産、様々あると思うんですけども、やはりそういうのが把握されていないというのは、職員がとっていないということですか。それとも、対象職員がないわけでないと思うんですけども。 実際に、小学校で育児休暇とか、そういうものも、結構職員には条件が与えられてあると思うんですけども、その辺、使っている職員がないということですか、そうすれば。 権利があるのだけれども、全然休暇とか、そういうのをとっていないということですか。
	11番 (平野敏彦君)	
答弁	松林議長	総務課長。 実態としては、職員は実際にとっております。看護休暇であったり、育児休暇であったり、育児休業、それから部分休業と、様々、休業、休暇の名はあります。 実際にとっている職員もおりますが、実際、何人いて、どれぐらいの休暇をとっているという数値的なものは、今この場にございませんで、お答えできないということであります。 職員は実際にとっております。 以上です。
	総務課長 (成田光寿君)	
質疑	松林議長	総務課長。 この議案を提案しているんですから、そのくらいの資料は集めて調査しておくべきだと思いますよ。平野議員が言うのはもっともだと思います。 11番。 そうすると、今の改正、休暇等に関する条例が制定されて、職員は今、制定されたことによって、どういう。例えば、超過勤務の免除とか、様々ありますけれども、本当に子育てに専念して勤務できるのかなという、私は思いがあるのですが、この体制で、職員は安心
	11番 (平野敏彦君)	

答弁	松林議長	して子育てに専念して、仕事ができるということで理解していいですか。
	総務課長	総務課長。
	総務課長 (成田光寿君)	職員が十分に納得できるかどうかというところまでは分かりかねるところであります。人事担当課としても、国・県の制度に準じたものは、きちんと制度化して運用しているところありますので、そういう意味では、十分使えるものかなと思っています。 以上です。
質疑	松林議長	ほかにございませんか。 14番。
	14番 (西館芳信君)	説明書の44ページの10行目前後に、里親云々出てきます。 私の人生の中で、里親制度に係る家庭を訪問したのは、ただの1件しかありません。 このことに関して、職員が関わるとしたら、その可能性というか、蓋然性というのは相当低くなる。でも、そういう少数派の人達のためにこそ、法令がきちんと準備されるのは当たり前のことだと思います。 それを踏まえた上で、私どもの町、これ、全体は国策で児童福祉法がバックだと思うんですけども、私たちの町で必要性があるかないか、それは分からないんだけど、里親制度の中にある家庭が何件あるのか。もし、それを把握しているのであれば、その養子縁組を前提とした里親制度、それから、それを前提としない普通の里親制度、ここまで、もしかしたら把握しているのかな、どうかということと、それから、もう1つは、町でもって、この制度に関する財政的な支出はありますか、考えられますかということをお願いいたします。
	松林議長	総務課長。
答弁	総務課長 (成田光寿君)	今、西館議員からご質問がありました。 あくまでも職員の勤務条件に関する条例の中で、勤務時間、休暇

質疑	松林議長	等に関する条例の中での里親制度の文言でございますので、職員に限ったところで回答いたしますと、職員の中では、今回、この里親に該当するものはないということで捉えてございます。
	14番 (西館芳信君)	以上です。
答弁	松林議長	14番。
	子育て支援課長 (小向正樹君)	一番の質問に趣旨は、職員に限ったということではなくて、町全体でどうなんでしょうかと。本当は、個人情報の絡みは非常に大きいと思いますので、そんなに危惧して聞いているわけでもないんですけども、町全体としてのそういう数は把握していますかと。
	松林議長	そして、町からこの制度に関して支出する、そういう財政的な余地というか、そういうのはありますかということを聞いていました。
	子育て支援課長	子育て支援課長。
	松林議長	それではお答えいたします。
	(議員席)	里親のおいらせ町の現状ということですが、人数については把握しておりません。
	松林議長	財政的な部分についても、県の福祉事務所になるのかなと考えております。
	(議員席)	以上です。
	松林議長	ほかにございませんか。
	松林議長	***「なし」の声***
	(議員席)	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。
	松林議長	これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	討論なしと認めます。
		これで討論を終わります。
		これから、議案第44号について採決をいたします。
		本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

当局の説明	(議員席)	※※「なし」の声※※
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。
	松林議長	日程第１２、議案第４５号、おいらせ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。
	総務課長 (成田光寿君)	それでは、議案４５号についてご説明申し上げます。 議案書２７ページから３０ページをご覧ください。 本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律が、仕事と育児の両立支援の目的のもと、部分休業制度の拡充に関し改正され、本年１月公布されたことから、青森県の取扱いに準じて、町も同様の運用を行うため、提案するものであります。 まず、このたびの法改正概要を申し上げますと大きくは２つあり、いわゆる部分休業は、勤務時間のうち、一定部分を育児のため休業できるもので、１つ目は従来の１日２時間以内で３０分単位に加えて、１日単位、年１０日相当で休業できるようになるということ、それから、２つ目は、対象の子について、小学校就学までの要件が、従来は常勤職員のみであったものが、非常勤職員も対象となるよう拡充されたものであります。 詳細につきまして、新旧対照表でご説明いたします。 添付参考資料５７ページをお願いいたします。 改正の主要となる部分をご説明いたします。 上段の第１条の改正は、地方公務員育児休業法の改正に伴う引用条項の繰下げによるものであります。 下にいきまして、下段の第２０条からが、いわゆる部分休業制度の改正箇所になります。従来は、部分休業制度を法第１９条第１項に規定をしておりましたが、法改正により第１９条第２項に繰下げされ、従来の１日２時間以内、３０分単位の取得を第１号部分休業として規定し、改正後の条例第２０条で定めております。 ５８ページをお願いいたします。 中段に、改正条例案第２１条、第２号部分休業とあります。今般の法改正により、制度が拡充され、従来の時間単位に加えて、１日

		の勤務時間単位に取得できるようになった内容を、第２号部分休業として規定しております。 下段から５９ページにかけて、第２３条にいわゆる２号部分休業の取得時間を規定しておりますが、第１号で非常勤以外、つまり常勤職員は７７時間３０分、日で換算すると１０日となり、第２号の非常勤職員では、１日当たりの勤務時間数で、１０日相当としております。 第２４条は、部分休業を取得する時間単位や１日の勤務時間帯の形態に関し、年度途中で変更が可能な場合の特別事情について定めております。 第２５条、給与の取扱い、第２６条、承認取消事由は、改正前条例の第２１条と第２２条に規定していたものを繰下げしております。 改正概要は以上になります。 条例の施行は、本年１０月１日からとなります。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を受けます。 質疑ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから、議案第４５号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。 ここで暫時休憩いたします。 １１時１５分まで休憩いたします。

当局の説明		(休憩 午前10時55分)
	松林議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。
		(再開 午前11時16分)
質疑	松林議長	日程第13、議案第46号、おいらせ町移動等円滑化のために必要な町道の構造及び特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。
	地域整備課長 (岡本啓一君)	それでは、議案第46号についてご説明いたします。 議案書は31ページ、32ページになります。 また、新旧対照表は60ページに掲載しております。 本案は、町の条例が引用している政令、名称「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令」といいますが、その政令において、新たに条を追加する改正が行われたことに伴いまして、当町の条例が引用する条番号を繰り下げる改正を行うものであります。 なお、この改正に伴う町条例の規定内容につきましては、変更ございません。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を受けます。 質疑ございませんか。 11番。
質疑	11番 (平野敏彦君)	この改正によりますと、高齢者、障害者、転落するおそれがあるというような公園等でありますけれども、いちょう公園で点検がどういふふうな形になされているのか。そして、また、時期的にいつ頃やっているのか。その後の対応はどうなっているのか、確認をしたいと思います。

答 弁	松林議長	地域整備課長。
	地域整備課長 (岡本啓一君)	お答えします。 町で施設の維持管理として行っておりますけれども、この転落のおそれがある場所等の確認というものは、記憶にございません。 というのも、この条例の規定内容につきましては、新たに施設を整備するときに、こういった基準で整備しますよという条例の規定内容を定めるものでございまして、今ある現況の施設の基準を定めたものではございません。したがって、この点字ブロック、点状ブロック等という記載もございしますが、この条例制定前につくられた公園がほとんどでございましたので、現状、この点状ブロック等はないというようなことになります。 ただし、もちろん柵等は、池やため池等がある部分については、一部ございますので、そちらについては随時破損の状況について通報等がありましたら、速やかに対応して、直していくという対応は行っております。 以上です。
質 疑	松林議長	1 1 番。
	1 1 番 (平野敏彦君)	これまでのやつについては対象外みたいな答弁ですけれども、やはり高齢者が転落するおそれがある施設ということになると、私は今の改正の部分で、新規の部分だけではないと思うんですよ。やはりこの中にある柵。私もいちょう公園を見ますと、手直しをしなければ非常に危険な箇所があるなということで、何か所か目にします。 そういう意味では、いつ、今、課長の説明ですと、その利用者の通報があつてという答弁ですけれども、やはり管理するほうの側として、いつ頃どういう形で点検をする、そういうのが決まっていないのか。それによってどういう手だてをするのか。この2点、もう1回確認したい。
答 弁	松林議長	地域整備課長。
	地域整備課長	この柵等とかにつきましては、定期的に点検をしているものでは

質疑	(岡本啓一君)	ございません。あくまでこの破損等の通報により対応して、直していくという対応を行ってございます。 ただし、それ以外にも危険な箇所があるという議員のご指摘がございましたので、その箇所等を教えていただければ、課としてできる対応がないか検討していきたいなと思います。 以上です。
	松林議長	ほかにございませんか。 １２番。
	１２番 (檜山 忠君)	これによって、バリアフリー化が進んでいくということでもいいわけですね。 このバリアフリー化をしていくに当たっては、何か財源的な、それらの補助的な何かがあるものなんですか。
答弁	松林議長	地域整備課長。
	地域整備課長 (岡本啓一君)	お答えします。 このバリアフリー法によって、法律やあるいは条例等、いろいろ基準が定められておりますけれども、これはあくまで遵守すべき、今後、整備する建築物を整備するときに遵守すべき基準を定めているものにすぎないものであって、現況のものをバリアフリー基準に沿って改修するための特定財源というのは、私は見たことがございません。それぞれ、施設固有の改修に係る、おのおの違う財源の中で対応しているのが現状かなと思います。 以上です。
	松林議長	１２番。
質疑	１２番 (檜山 忠君)	これは、既存のものについては、対応的なのが難しいみたいなことなんですから、新しくこれから建物を建てていく。特に新庁舎の問題等、これから進んでいくわけですから、それらについては、どうなるんですか。
	松林議長	地域整備課長。

答弁	地域整備課長 (岡本啓一君)	お答えします。 新たにこれから整備します新庁舎等につきましては、その基準が法律等で定められておりますので、当然、その法律の規定を遵守した設計が組まれている。つまり、このバリアフリー法に対応した設計内容になっていると考えます。 以上です。
	松林議長	ほかにございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから、議案第４６号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
当局の説明	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。
	松林議長	日程第１４、議案第４７号、神明橋橋梁補修工事請負契約の締結についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。
	地域整備課長 (岡本啓一君)	それでは、議案第４７号についてご説明いたします。 議案書は３３ページ、３４ページ、入開札一覧表は６１ページになります。 本案は、橋梁点検結果に基づき、昨年度に引き続いて、阿光坊地区から本村地区に架かる神明橋の老朽化対策として補修工事を行うもので、去る５月２１日に株式会社柏崎組外９者により指名競争入

質疑		札を執行したところ、１億２，２３２万円で株式会社柏崎組が落札者と決定しましたので、この契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものです。
	松林議長	以上で説明を終わります。 説明が終わりました。 これから質疑を受けます。 質疑ございませんか。 ３番。
	３番 (小笠原伸也君)	１億２，２００万円ほど、工事費がかかる、事業費がかかるわけですが、特定財源、これは国からの補助的な金額、それから、実際の町の持ち出しの金額というのが幾らなのか教えていただけますか。
答弁	松林議長	地域整備課長。
	地域整備課長 (岡本啓一君)	お答えします。 正確な補助率は、手元にもございませんけれども、国庫補助金がおおよそ半分くらい充てられて、残りは地方債であったように記憶してございます。 持ち出し分は、したがいまして、国庫補助金以外の部分が町負担になるのかなと思います。 以上です。
	松林議長	３番。
質疑	３番 (小笠原伸也君)	以外の、町の持ち出しの具体的な金額というのは、今現在、パッと何か分かりませんか。 それと、これはおいらせ町の橋梁長寿命化修繕計画に基づいた橋梁整備補修事業の一環で、神明橋、これは工事が令和５年から入っているわけですが、これは業者に何年かおきに点検があつて、点検区分というのが決められているようで、この神明橋、これが、

答弁	松林議長 地域整備課長 (岡本啓一君)	業者が点検した健全度診断によると３という、４ランクのうちの３というのに入っているわけですね。だから、神明橋は、これはもう極力優先的に橋の補修工事を行ったということでいいんですが、おいらせ町は、まだご存じのとおり、この３ランクの、同じレベルの直さなければいけない橋があるんですが、そちらの事業計画みたいな、具体的に、この橋はというのがあったら教えていただきたいんですが。 地域整備課長。 お答えします。 先ほど、財源の場面でうまくお答えできなかった部分がありましたので、先ほどの１つ目のご質問について説明をいたしまして、その次に、ほかに措置の必要がある橋はございませんかという質問にお答えしたいと思います。 １つに、財源がありまして、国庫支出金ですね。こちらは補助率５５％になります。 そして、この残りの部分があるんですけども、その残りの部分について、さらに地方債を起こしまして、残りの部分の金額に９０％地方債を起こすことができます。地方債が全額自己負担というふうなことではなくて、一定程度の交付税措置がございますので、その交付税措置がある分を引いて考えますと、当町の町負担分というのが計算されるかと思います。 ただ、この割合について申し上げましたが、お幾らになるという部分については、計算しないと分からないので、こちらは後刻ということでご了承ください。 あともう１つ、当町の橋で何か措置が必要な部分の、点検に基づいた措置が必要な橋があるかというご質問です。 神明橋について、点検した結果、健全度が。資料、ちょっとお待ちください。お待たせしました。健全度が３ということで、早期措置段階ということでしたので、神明橋の改修というか、補修工事を行ってございます。 もう１つに、開明橋という秋堂地区に架かる橋がございます。長寿命化計画でも、補修をするという計画になっているのですが、この構造上、橋の橋脚がパイルベント式橋台といいまして、コンクリ
-----------	---------------------------------------	---

質疑		ートパイルを複数打ち込んだ橋脚の方式になっております。こちらが、今の国の基準で建設を許可されませんし、耐震性も不足しているということでございます。 ならば、改修したらいいかなという指摘もあるかと思いますがけれども、改修するに当たっても、パイルベント形式という、複数柱を川に、コンクリート柱を何本も川に打ち込むという形式になりますので、漂着物等が流れてきて、川の流れの障害になるというような観点から、河川の占用の関係からも、なかなか改修も難しいというような状況で、当課としましては、対応について、今後どうしようかというところで検討しているところでございます。 以上です。
	松林議長	3 番。
	3 番 (小笠原伸也君)	ありがとうございます。 そうすると、秋堂の開明橋、これは現段階では、今、検討しているんだということで、これは地域の住民、特に近くの秋堂地区の方、それから三田地区の方にはどのようにご説明していくのか。そこを最後にお聞きしたいと思います。
答弁	松林議長	地域整備課長。
	地域整備課長 (岡本啓一君)	こちらにつきましては、もちろん地域の方との、住民とのコミュニケーションというのは、必ず必要になってくると思います。 地域の住民の方とのコミュニケーションを図るタイミングとしては、今、現在、開明橋をどうしようかという、まだ課内の検討段階でございますけれども、このようにしようという案ができれば、その段階で、当課としてはこのように考えているということを、地域の住民と話ができるようになってから、地域住民と懇談していきたいと考えております。 以上です。
	松林議長 (議員席)	ほかにございませんか。 ** 「なし」 の声 **

当局の説明	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから議案第４７号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。
当局の説明	松林議長	日程第１５、議案第４８号、下田公園野球場クレイ舗装等改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 社会教育・体育課長。
	社会教育・体育課長	それでは、議案第４８号についてご説明申し上げます。 議案書は３５ページ、３６ページ、入札結果は６２ページとなります。
	(三村俊介君)	本案は、下田公園野球場クレイ舗装等改修工事を実施するに当たり、去る５月２１日に株式会社柏崎組外９者により条件付き一般競争入札を執行したところ、９、３２８万円で株式会社種市建業が落札者と決定しましたので、この契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第５号及びおいらせ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものであります。
		下田公園野球場については、２０２６年に青森県で開催される国民スポーツ大会の正式競技である軟式野球競技の会場となっております。
		本工事において、野球場に土を補充し敷きならすクレイ舗装工事をはじめ、外野フェールラインの人工芝敷設工事、本部席外壁やダグアウトなどの塗装工事、１塁側、３塁側観覧席の防水工事、本部前のフェンス更新工事、グラウンド出入り口の修繕工事などを実施

質疑	松林議長	するものであります。 なお、契約期間は令和８年１月３０日までとしております。 以上で説明を終わります。
	松林議長 説明が終わりました。 これから質疑を受けます。 質疑ございませんか。 １１番。	
質疑	１１番 (平野敏彦君)	この整備によって、２６年国民スポーツ大会の軟式野球競技の会場として整備し、開催されるわけですが、私はこの国スポの中で、サブ練習場的な形で、いちよう運動公園の野球場等も利用になるのか、併せて整備も考えているのか、この点についてお聞かせいただきたい。
	松林議長	社会教育・体育課長。
答弁	社会教育・体育課長 (三村俊介君)	それではお答えしたいと思います。 まず、国民スポーツ大会の開催につきましては、来年の１０月１１日ということで、１回戦２試合が行われるということになっております。 下田公園野球場で行われるんですけれども、そのサブ、練習に当たりましては、下田公園にあります多目的グラウンドを想定しております。そちら、多目的グラウンドを練習として使ってもらおうということで、今現在、いちよう公園の野球場は、やはり距離もありますし、今、考えていないというのが回答になります。 以上になります。
質疑	松林議長	１１番。
	１１番 (平野敏彦君)	今、多目的グラウンドをサブ的な練習場に使うとありますけれども、私は、多目的グラウンドは非常に練習場としての土とか、そういうふうなのが、私は条件があまりよくないんじゃないかと。風が吹いたりすればほこりが飛んで練習にならないような状況になっているから、じゃあ、併せてこれも整備して、サブグラウンドとして

答弁	松林議長	使わせるという考えなのか、お伺いしたいと思います。
	社会教育・体育課長 (三村俊介君)	社会教育・体育課長。 今、話した多目的グラウンドを整備するかどうかということだと思いますけれども、こちらは、今現時点では整備するという考えはございませんで、今、現状のものを整備といいますか、その会場で、障害者スポーツでありますブラインドベースボールというものが開催されるということですので、野球場のような、こういう整備ではないにしても、障害者スポーツの正式競技が開催されるということで、主催団体のあります県と連携をしながら、そちらの、どのようにするかというのは考えていきたいと考えております。 以上になります。
質疑	11番 (平野敏彦君)	いろいろな意味で、県外から来る選手、それから関係者、おいらせ町の印象を球場のほかに、こんなもので国体を開催したのかという、イメージダウンになるような条件整備ではなくて、やはりこれだけやってくれているんだなという思いがつながるような、障害者スポーツのメイン会場になっているんであったら、やはり私はちゃんと整備しておくべきだと思いますよ。 この辺、町長もその旨、指示していただければと思いますので、よろしくお願いします。
	松林議長	ほかにございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	**「なし」の声**
	松林議長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから、議案第48号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

当局の説明	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。
	松林議長	日程第16、議案第49号、令和7年度おいらせ町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 財政管財課長。
	財政管財課長 (田中淳也君)	それでは、議案第49号についてご説明いたします。 議案書は37ページから41ページになります。 本案は、既定の歳入歳出予算の総額に8,588万4,000円を追加し、予算の総額を124億88万4,000円とするものです。 41ページをご覧ください。 第2表地方債補正は、2件の限度額を変更するものです。 続いて、歳入歳出予算の内容についてご説明いたします。 別冊の令和7年度一般会計補正予算（第1号）に関する説明書をご用意ください。 歳出の主な内容から説明いたします。 11ページをご覧ください。 3款2項1目児童福祉総務費の18節川口保育園整備費補助金3,013万6,000円の増額は、国の交付基準額改定に伴い計上するものです。 15ページをご覧ください。 8款2項2目道路橋りょう新設改良費の12節測量設計委託料910万円の追加は、町道中野平・三沢線交差点改良の予備設計業務を委託するため計上するものです。 8款4項1目住宅管理費の14節町営住宅解体工事費917万4,000円の追加は、向山団地3棟分を解体するため計上するものです。 そのほか、各款にわたり、職員の人事異動に伴う給与費の補正を計上しております。 主な歳出の説明は以上になります。 続いて、歳入の主な内容について説明をいたします。

		ページが前に戻りまして、6ページをご覧ください。 15款2項2目民生費国庫補助金の保育所等整備交付金2,009万1,000円の増額は、歳出の川口保育園整備費補助金の国庫補助として計上するものです。 19款2項1目財政調整基金繰入金6,047万2,000円の増額は、当補正予算の編成に係る財源調整として計上するものです。 なお、令和7年度末時点の当該基金の残高は、予算ベースで約15億2,000万円となる見込みです。 主な歳入の説明は以上になります。 ページが後ろにいきまして、18ページから20ページをご覧ください。 給与費明細書には、給与費に係る今回の補正内容を集計、反映しております。 21ページから22ページをご覧ください。 地方債に関する調書には、今回の補正内容を反映させた年度末の現在高の見込みを掲載しております。 最後に、23ページ、24ページの補正予算の主な内容は、予算案審議の参考として、主要な個別説明を掲載したものです。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 ここで暫時休憩いたします。 13時15分まで休憩いたします。 (休憩 午前11時43分)
	松林議長	引き続き、会議を開きます。 (再開 午後 1時30分)
	松林議長	日程第16の議案第49号の説明が終わっております。 これより歳入歳出全般の質疑に入ります。 本案は、議案書と事項別明細書により、一括で質疑を行います。議案書の41ページ、第2章地方債補正及び一般会計補正予算(第1号)に関する説明書6ページから22ページとなります。給与費

質疑	1 番 (小向幸祐君)	明細書、地方債に関する調書も含みます。 なお、質疑における発言の際は「何ページの何款、〇〇の件について」のように議題に沿って発言し、質疑の要旨を明確にしてください。 この際、質疑を受けます。 質疑ございませんか。 1 番。 補正で2点ほど。 15 ページ、8 款土木費 2 目道路橋りょうの 1 2 節委託料、測量設計委託料ということで、中野平・三沢線の交差点の予備測量設計ということで載っているようです。これから設計も含め調整していく、調査していくところだと思うんですが、ちょうど新庁舎の予定、病院の予定の裏の交差点だと思うんですが、今時点で、町民も関心がある事項だと思うんですが、どのくらい、どの程度で今、計画というか、測量を基に、設計を基に計画していくものだと思うのですが、今時点でどういう方向で考えているのか、確認したいです。 あと1点、8 款土木費の 3 目公園管理費の公園等補修工事費の 3 1 4 万 6, 0 0 0 円ですかね、これの木橋撤去工事費。公園内の奥の、元だと蓮沼というか、あそこのエリアのことか、内容の確認をしたいので、よろしくお願いします。
答弁	松林議長 地域整備課長 (岡本啓一君)	地域整備課長。 2 点ご質問いただきましたので、1 つずつ答弁いたします。 1 つ目が、8 款の道路橋りょう新設改良費の測量設計委託料の今後の予定についてでございます。 まず、場所についてなんですけれども、イオン下田すぐそばに、おいらせ消防署があるんですけれども、そこの交差点が、特に土曜日、日曜日などの休日において、三沢方面から来る車が渋滞を起こしているというので、この渋滞の対策として、右折レーンを設置できないかなと。三沢方面から来て右に曲がる。ですから、イオン方面に行く右折レーンを設置できないかなということで、渋滞緩和策を検討しております。 今回、予備設計を行うんですけれども、工事の実施時期だとか、

質疑	松林議長 6 番 (佐々木勝君)	その後のことについては、この業務委託の中で、検討をこれからして、詰めていくということになります。 2つ目が、公園管理費の公園等補修工事費における木橋撤去工事費についてでございます。 こちらは、下田公園の子ども広場というところに、この木橋があるんですけども、こちらは老朽化が激しくて、安全を確保できないということで、今、使用禁止としているものですが、この際、補正予算で速やかに撤去したく、補正予算を計上したものでございます。 以上です。 ほかにございませんか。 6 番。 同じ公園管理費なんですけど、下田公園の遊具が壊れて、撤去するという話もあったんですが、いちよう公園も滑り台ですね。体育館の下の砂場があるところの。あそこも壊れたままで、しばらくそのままです。 撤去、撤去って、ほかにも長い滑り台があるところにも、ジャングルジムではないけれど、あって、そこも撤去したままで、公園に遊びに来る人が、子どもが「えっ、何もなくなっている」という話があって、やはり撤去だけではなくて、つくることも大事だと思うんですよ。 そういうことで、結構、あそこは今、日中人が来ます。昨日も話しましたけれども、来ますし、それをまた要望というか、同じものでなくても、何か子どもたちが遊ぶようなものを考えてほしいと思います。 それと、自由の女神、今は夜、ライトアップされていますが、6基、ライトがついていまして、2基が点灯していません。そういうのもやはり見回りして、切れているのはすぐ直すのが必要だと思うんですが、ただ、あそこをライトアップしているのはいいんですが、あそこをカラーのライトアップにしたらどうかと。観光を呼ぶためにですね。すると、体育館の駐車場からきれいに見えるんですよ。そのためにまたジョイハウスとかも活性化になってくるんじゃないかなと思うので。
----	------------------------------------	--

答弁	松林議長 地域整備課長 (岡本啓一君)	公園は、やはり皆さん遊びにくる場なので、昨日も話しましたが、トイレも含めて、夜も含めて、見てほしいなと思うので、その辺のこれからの考え方と遊具の新しいのをつけるという考えはないのか、お伺いします。 地域整備課長。 お答えします。 1つ目の遊具につきましては、議員ご指摘のとおり、老朽化した遊具について、安全を確保できないと判断された時点で使用停止にするとか、撤去するとしておりまして、全体として遊具の数は減る一方なのは、議員ご指摘のとおりかと思います。 ただ、当課としましても、子ども計画の取組もございましたので、新たな遊具設置というのは、この長寿命化計画とまた別に、別立てで検討していくこととしております。具体的にどの遊具を置こうかというところまでは至っていませんが、方向性として、何らか新しい遊具の設置は必要ではないかということで、検討をしている段階でございます。 あと、もう1点、公園自体のランプが切れているということに伴う点検等についてのご指摘でございますが、こちらは、人員の問題もありましたので、膨大な公園施設を限られた職員で定期的に見て回って、先回って直していくというのは、なかなか大変なものがございます。 今、ご指摘いただきましたようにランプが切れているだとか、そういったようなことを随時ご指摘いただければ、当課としても対応することが可能になりますので、そこはお気軽に、地域整備課にお知らせいただければと思います。 以上です。 松林議長 6番 (佐々木勝君) 前も、話をしようと思っていたんですが、今、このタイミングになりました。 あの電球が、今ライトアップしている電球が切れて、それも交換するのも金がかかると思うんですが、大分劣化している電球だと思
-----------	---------------------------------------	--

答弁	松林議長 地域整備課長 (岡本啓一君) 松林議長	うんですよ。どうせ交換するのであれば、6基新しく買うのであれば、カラーの電球を買ってライトアップしたほうが、1つは観光PRになるかなと思うので、それも含めて、ただ換えるのではなくて、色のついた電球に変えてほしいなと思うのと。 それと、遊具が壊れて、しばらく放っておくんですよ。1年も、前、放っておきました。ただ、壊れたのはしょうがないにしても、子どもたちが来たのにそれでけがでもされれば、どうするのかなと思うんですよ。 例えば、階段のところにテープをぐるぐる、立入禁止のテープを貼っただけでは、子どもたちはくぐって入りますよ。だから、やはり安心安全、けがをさせないためにも、その辺は撤去なら撤去でもいいんですが、すぐにやってもらおうと。即対応するということが大事だと思うんですが、その辺は、対応はいろいろ予算もあると思うんですが、できることはやってほしいんですが、どうでしょうか。 地域整備課長。 お答えします。 ランプの色でございますけれども、ランプの色につきましては、いろいろな人の考え方等もあると思いますので、佐々木議員のご意見として承って、機会がありましたら、そういった考え方もあるなということも含めて、対応を検討してまいりたいと思います。 また、もう1点、遊具の撤去時期についてです。 遊具の点検等、毎年、委託しているんですけども、どうしても点検結果が年度末になってしまうと、その後の対応がちょっと遅れるといったようなことが今まであったかと思います。 議員のご指摘にもありますとおり、安全が確保できない遊具につきましては、速やかに撤去すべきだなというのは、私も同意するところでございましたので、このたびの佐々木議員のご指摘を受け止めて、対応を検討してまいりたいと思います。 以上です。 ほかにございませんか。 2番。
-----------	---	---

質疑	2 番 (大浦陽子君)	私からは、15ページの8款土木費、1、住宅管理費、14節工事請負費、町営住宅解体工事費の件で、内訳には、向山3軒分の解体工事と書いてありましたが、その向山の解体を終えた後、新たに住宅を建てるのか、その後の活用方法と、あとそれに関連して、町営住宅は古いところが何軒かというか、結構あると思うんですけども、そちらの、現在居住しているのか。遠目に見ると、古い住宅は草がぼうぼう生えていて、住んでいるのかちょっと分からない状況ではあるんですが、今後、古い町営住宅の解体とか、建設の見通しをお伺いします。
	松林議長	地域整備課長。
	地域整備課長 (岡本啓一君)	向山団地の解体につきまして、こちらは3棟、空き家になって大分期間のあるものを、古いということもありまして、新たに人を入れることもなく解体するということでございます。 解体後の、そこに町営住宅を整備するというような計画は、現在のところございません。 また、そのほかにもまだ2棟、住んでいるところもありますので、全体的な活用方法については、まだ、今後の宿題になろうかと思えます。 あと、もう1つ、古い住宅、町営住宅、ご指摘のとおりかなりの数がございます。昭和に建築されたものが、感覚で言うと半分くらいになりますでしょうか。老朽化もかなり進んでいるものでございますけれども、現時点では、大まかに古過ぎる住宅は改修が難しいなということは、認識はしているんですけども、建て替えるという具体的な計画は、現在のところありません。 ただ、近い将来、いろいろな方法、町が設置、町が建設する。あるいは民間に整備してもらって、それを町が借り上げるといったような、今、多様な整備方法がございますので、そのような方法を研究しながら、古い住宅の代替措置というのを検討していくということにしております。 以上です。
答弁	松林議長	12番。

質疑	12番 (檜山 忠君)	21ページの地方債について、関連したことの質問になるかと思いますが、地方債、現在、残高が4億幾らということで残っていますが、その中の消防費のことなのですが、実は、5月30日の新聞の中に、防災拠点整備ということで、六戸町で助成金を、B&G財団から3年間で3,200万円の補助を受けるということで載っていましたので、こういう情報的なのを、それらはおいらせ町でも、こういう、うまい話があったんだったら、どんどん乗っかっていけるようにするべきだなと、そう思うので、どう把握していたのか、教えていただけますか。
	松林議長	まちづくり防災課長。
答弁	まちづくり防災課長 (久保田優治君)	檜山議員にお答えします。 六戸町さんのB&G財団でいうと、以前から六戸町さんは研修に、B&Gに職員を派遣して、B&Gの事業でプールをつくったりして、プールは現在、使っていないみたいですが、その代替で防災拠点事業があるということで、その活用をしているということで、中身は詳しくまだ聞いていませんので、観閲式で会ったら、聞いてみたいと思って、再来週、考えていました。 以上です。
	松林議長	12番。
質疑	12番 (檜山 忠君)	分かりました。 ただ、新聞を見ると、こんなうまい話があるんだったら、どんどん乗っかって補助を受けるようにするべきだと、そう考える。町民はみんなそう思っているんだろうと思うので。 ふだんから情報収集的なのを、ほかにもあるんじゃないかなと思うので、するようにして、できるだけ財源を豊かにしていただきたいと、そう願っています。 以上です。
	松林議長	ほかにございませんか。 11番。

質疑	11番 (平野敏彦君)	私は1点、質問させていただきます。 8款の3項、公園のところですけども、質問させていただきます。 先般、5月30日に町長旗争奪グラウンドゴルフ大会がいちょう公園で開催されました。413名ですか、エントリーされたのがありまして、私も参加させていただきまして、その中で、いちょう公園の体育館の前のトイレについて、昨日も佐々木議員、それから檜山議員から、トイレの件についていろいろ質問がありまして、トイレの建て替え、改修予定はないという答弁がありました。私は非常に残念だなという思いで。 私もこのグラウンドゴルフ大会、町長旗のときにいろいろ話をされました。まず第1点に、この体育館前のトイレについては、非常に子どもたちが来て、女の子が特にそういうトイレについては使えないという親が多い、子どもが言っているということ。それから、3歳未満児とか、そういう子どもを連れてきても、おむつを替える施設もない、場所もないということ。そういうのを見たときに、これはおいらせ町内だけではなくて、町外からたくさんの人が来て、そういう苦情があるということを聞いています。 私は、このトイレについては、国スポもありますし、ぜひここは町長の英断でもって、建て替えは別にしても、改修するなり、それなりの対応をとってほしい、ぜひやるべきだと思っております。 町長は現場を見ていないのかも分かりませんが、私は特に女子トイレの改修、それから、子ども用の対策の改修、これを徹底して、指示してやらせてほしいと思うんですが、町長、どう考えますか。
答弁	松林議長 町長 (成田 隆君)	町長。 今、平野議員から国スポに間に合わせるようにという話でありますけれども、来年の10月ですから、国スポが開催されるのは。そういう部分で、果たして設計あるいは調査して、間に合うか、間に合わないか、それはまた別として、現地は、この議会が終わったら行ってみて、担当課長と相談はしたいと思っていますけれども、できるかできないか、また予算措置もあります。洋光台の公園のトイレみたいに、当初、3,000万円でも高いなと思っていたら、年度

質疑		内に大変物価が上がったということで、８００万円ほども追加になっても、親も子も同じぐらいになっている予算もありますので、そういう部分を含めて、検討はしてしてみますので、理解して。 ただ、できるか、できないかは後の問題として、また。もしできるようであれば、いい報告としてお話しできますけれども、ちょっときついなということになれば、また少し恐縮しながら話しなければならいかもしれません。よろしくお願いします。
	松林議長	１１番。
	１１番 (平野敏彦君)	前向きな答弁ですけれども、私は、やはりこのスポーツを通して、県内各地、それから、国スポですと全国からアスリートが来るわけで、おいらせ町の、佐々木議員も言っているようにPR、そしてまた、おいらせ町のイメージアップのためにも、ぜひこれだけは改修してほしいし、取り組んでほしいと。議員だけではなくて、議員が聞いているたくさんの町民の声があるということを、町長、心して対応していただくように、お願いして終わります。
	松林議長	ほかにございませんか。
	(議員席) 松林議長	***「なし」の声*** なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。 以上で、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席) 松林議長	***「なし」の声*** 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから、議案第４９号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席) 松林議長	***「なし」の声*** 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

当局の説明	松林議長	日程第 17、議案第 50 号、令和 7 年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 健康保険課長。
	健康保険課長 （鈴木政康君）	それでは、議案第 50 号についてご説明申し上げます。 議案書は 42 ページから 44 ページ、別冊の特別会計補正予算に関する説明書は 4 ページから 10 ページになります。 本案は、既定予算の総額に 196 万 2,000 円を減額し、予算の総額を 23 億 9,891 万 8,000 円とするものであります。 その内容ですが、歳出では、職員の人事異動に伴う給与費の補正を計上する一方、歳入では、一般会計繰入金を減額するものであります。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これより歳入歳出全般の質疑に入ります。 質疑は、事項別明細書により行います。 特別会計補正予算に関する説明書 7 ページから 10 ページになります。 給与費明細書も含みます。 質疑ございませんか。
質疑	（議員席）	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。 大変失礼しました。 11 番があるようです。11 番。
	11 番 （平野敏彦君）	1 点だけお伺いいたします。 給与費明細書ですけれども、職員数が変わっていないのに、給料、職員手当等が 222 万 2,000 円減額になっています。 これはどういう内容でしょうか。
	松林議長	総務課長。

答弁	総務課長 (成田光寿君)	お答えいたします。 職員の人事異動によりまして、課内の職員の異動があります。役職もいろいろ変わりますので、その役職によって、人件費もありますので、その辺の異動で人件費も変更しているものです。 以上です。
	松林議長	よろしいですか。 ほかにございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。 以上で、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから議案第５０号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	松林議長	日程第１８、議案第５１号、令和７年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 介護福祉課長。
	介護福祉課長 (松山公士君)	それでは、議案第５１号についてご説明申し上げます。 議案書の４５ページから４７ページ、別冊の特別会計補正予算に関する説明書１１ページから１７ページになります。 本案は、既定予算の総額に４４５万２，０００円を追加し、予算の総額を２４億３，４２０万８，０００円とするものであります。 その内容であります。歳出では、職員の人事異動に伴う給与費

当局の説明		の補正を計上する一方、歳入では、一般会計繰入金を増額するものであります。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これより歳入歳出全般の質疑に入ります。 質疑は、事項別明細書により行います。 特別会計補正予算に関する説明書 14 ページから 17 ページになります。 給与費明細書も含みます。 質疑ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。 以上で、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから議案第 51 号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	松林議長	日程第 19、議案第 52 号、令和 7 年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 健康保険課長。
	健康保険課長 (鈴木政康君)	それでは、議案第 52 号についてご説明申し上げます。 議案書は 48 ページから 50 ページ、別冊の特別会計補正予算に関する説明書は 18 ページから 24 ページになります。

		本案は、既定予算の総額に２８８万８，０００円を減額し、予算の総額を３億８７８万９，０００円とするものであります。 その内容ですが、歳出では、職員の人事異動に伴う給与費の補正を計上する一方、歳入では、事務費繰入金を減額するものであります。 以上で説明を終わります。 説明が終わりました。 これより歳入歳出全般の質疑に入ります。 質疑は、事項別明細書により行います。 特別会計補正予算に関する説明書２１ページから２４ページになります。 給与費明細書も含みます。 質疑ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。 以上で、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから議案第５２号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
	松林議長	お諮りします。 ただいま、当初の予定より、議案審議が進行しました。 諸般の報告、発委第２号、議員派遣の件について、委員会の閉会中の継続調査の申出について、議案の一括上程、議案第５３号、議案第５４号の７件について、日程を追加し、議題にしたいと思いま

諸般の報告	(議員席) 松林議長	す。 これにご異議ございませんか。 ***「なし」の声*** 異議なしと認めます。 よって、追加日程とし、7件を議題とすることに決定いたしました。 ここで諸般の都合により20分間休憩いたします。 2時20分まで休憩いたします。 (休憩 午後 2時00分)
	松林議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。 (再開 午後 2時17分)
	松林議長	追加日程第1、諸般の報告をいたします。 議会選出一般事務組合議会議員による報告を行います。 十和田地域広域事務組合議会議員は、澤上訓議員と木村忠一議員のお二人でございます。 代表して、澤上訓議員にお願いいたします。 演壇にて、報告をお願いします。
	7番 (澤上 訓君)	それでは、十和田地域広域事務組合の報告をいたします。 一般会計予算から申し上げます。 歳入歳出予算の総額は7,295万5,000円で、おいらせ町負担金は678万8,000円となり、前年度比5万円の減となりました。 次に、清掃特別会計予算について申し上げます。 歳入歳出予算の総額は12億3,577万円で、おいらせ町負担金は、管理費として2億4,941万5,000円となり、前年度比272万8,000円の減となりました。 今年度は、従来から継続しているごみ収集運搬業務等の3件のほかに、新規事業として十和田最終処分場廃止基準適合事前調査業務として48万4,000円を計上しております。

	これは、十和田最終処分場は、埋立容量36万8,000立米に対し、残余容量が令和5年度末時点で1万3,651立米と少なく、今後、埋立てを行う予定もないことから、廃止に向けた事前調査を行うものでございます。 次に、衛生特別会計予算について申し上げます。 歳入歳出予算の総額は1億7,817万7,000円で、おいらせ町負担金は3,314万3,000円となり、前年度比196万5,000円の増となりました。 これは、継続事業である十和田下水一次処理センター維持管理業務として民間に委託しており、これらが微増となったほか、十和田下水一次処理センター定期修繕事業として、劣化部品の交換及び修繕を行うものであります。 次に、火葬特別会計予算について申し上げます。 歳入歳出予算の総額は6,445万4,000円で、おいらせ町負担金は1,219万4,000円となり、前年度比110万6,000円の増となりました。 今年度は継続事業である指定管理者管理運営業務及び火葬炉設備定期修繕により、劣化部品の交換及び修繕を行うものです。 おいらせ町関連の4会計予算についての内容から、令和7年度おいらせ町負担金総額は3億154万円で、前年度比293万円の増となりました。 また、十和田ごみ焼却施設の整備について、ご報告する旨がございます。 焼却施設の現状ですが、老朽化の進行により修繕費が高額となっており、焼却能力が約66%にまで低下していることから、老朽化対策が急務となっております。そこで、新工場建設までの期間を安定して稼働させるための延命工事として、大規模修繕、単なる延命化だけでなく、省エネや発電など、CO₂削減の機能を付す工事として、基幹改良、建屋、設備全てを新築する工事として、新工場建設の3案を検討した結果、今後の対策として、新工場の建設で進めることになりました。 総事業費は255億3,300万円となり、元金のみ負担金として、おいらせ町は令和6年度ごみ搬入量で算出した結果、22億8,000万円となる見込みです。 なお、実施設計から建設工事は、令和14年から17年までで、
--	---

		供用開始は令和１８年からとなっております。 大変長くなりましたけれども、これで十和田地域広域事務組合の報告を終わります。
	松林議長	澤上訓議員の報告が終わりました。 ありがとうございました。 以上で、議会選出一部事務組合議会議員による報告を終わります。
	松林議長	追加日程第２、発委第２号、おいらせ町議会傍聴規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。 お諮りします。 発委第２号に対する委員長報告は、会議規則第４１条第３項の規定によって省略することにご異議ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	異議なしと認めます。 したがって、委員長報告は省略することに決定しました。 これより発委第２号について質疑を行います。 質疑ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認め、質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから、発委第２号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。
議員派遣	松林議長	追加日程第３、議員派遣の件についてを議題といたします。

		このことについては、おいらせ町議会会議規則第127条第1項の規定により、手続をとるものであります。 お諮りします。 議員派遣の件については、お手元に配付してしてあります資料のとおり、7月10日、青森市において開催される県下町村議会議員研修会に全議員を派遣することにしたいと思います。 これにご異議ございませんか。 **「なし」の声** 異議なしと認めます。 よって、議員派遣の件については、お手元に配付してあります資料のとおり派遣することに決定いたしました。
委員会の閉会中の継続調査の申し出	(議員席) 松林議長	追加日程第4、委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。 議会運営委員長及び産業民生常任委員長から、所掌事務の調査について、会議規則第75条の規定によってお配りしている申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。 お諮りします。 各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。 **「なし」の声**
議案の上程	(議員席) 松林議長	追加日程第5、議案等の一括上程について。 6月6日に提出された議案第53号から議案第54号まで、以上2件を一括上程いたします。 町長から提案理由の説明を求めます。 演壇にてお願いいたします。 町長。
提案理由の説	町長	議員各位には、本定例会に追加提案させていただくに当たり、ご

		価変動等を背景に、国政選挙執行年の定例見直しとして、今国会において改正、今月４日から施行されたことに伴い、来月執行予定の参議院議員通常選挙から、選挙執行の際の事務経費等の基準額が改定されることから、選挙長等の報酬額について所要の改正を行うため、提案するものであります。 詳細につきまして、新旧対照表でご説明いたします。 添付参考資料１０ページをお願いいたします。 ページの別表第２に選挙長から選挙立会人まで、それぞれ選挙執行時の非常勤の役職の方々に支払う日額報酬額が定められておりますが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に定める基準額と同じ額、同額になっていることから、改正案では、個別に金額を明示する表現から、国の法律をそのまま直接参照する表現に改めるもので、他の市町村の大半がこの方法で表記してありますので、併せて改正するものであります。 参考までに、国の法改正により、日額報酬額が増額改定されております。例えばでございますと、現行は右側にありますが、選挙長、現在、日額１万８００円のものについては、１，４００円増額。その下、投票管理者については、現在、日額１万２，８００円ですが、これが１，７００円増額。その下、期日前投票所の管理者については、現在、日額１万１，３００円ですが、１，５００円増額といったように、役職で金額が異なりますが、１，２００円から１，７００円の範囲で、それぞれ増額しております。 改正条例の施行は公布の日からとし、実質的には７月執行予定の参議院議員通常選挙から運用することになります。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これから質疑を受けます。 質疑ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊
	松林議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席)	＊＊「なし」の声＊＊

当局の説明	松林議長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから議案第５３号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席)	***「なし」の声***
	松林議長	異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。
	松林議長	追加日程第７、議案第５４号、令和７年度おいらせ町一般会計補正予算（第２号）についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 財政管財課長。
	財政管財課長 (田中淳也君)	それでは、議案第５４号についてご説明いたします。 追加議案書７ページから９ページになります。 本案は、既定の歳入歳出予算の総額に１８０万１，０００円を追加し、予算の総額を１２４億２６８万５，０００円とするものであります。 主な内容についてご説明いたします。 別冊の令和７年度一般会計補正予算（第２号）に関する説明書をご用意ください。 ６ページをご覧ください。 歳出では、選挙長等の報酬改定等に伴い、参議院議員選挙費の報酬等の執行経費を増額するものであります。 前のページ、５ページをご覧ください。 歳入では、参議院議員通常選挙事務委託金及び財政調整基金繰入金を増額するものです。 以上で説明を終わります。
	松林議長	説明が終わりました。 これより歳入歳出全般の質疑に入ります。 本案は、議案書と事項別明細書により一括で質疑を行います。 追加議案書の７ページから９ページ及び一般会計補正予算（第２号）に関する説明書、５ページから８ページとなります。

日程終了の 告知		給与費明細書も含みます。 質疑ございませんか。
	(議員席) 松林議長	**「なし」の声** なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。 以上で、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。討論ございませんか。
	(議員席) 松林議長	**「なし」の声** 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから議案第54号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
	(議員席) 松林議長	**「なし」の声** 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。
	松林議長	お諮りします。 本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。 会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。 これにご異議ございませんか。
	(議員席) 松林議長	**「なし」の声** 異議なしと認めます。 したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。
	松林議長	以上で、本定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。
	松林議長	ここで町長から発言したい旨の申出がありましたので、これを許します。 演壇にてお願いします。 町長。
	町長	閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。
	町長の挨拶	

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 7 年 8 月 22 日

議 長 松 林 義 光

署名議員 沢 尾 宏 之

署名議員 小笠原 伸 也